

## 佐賀市地域資源活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得向上を目的として、農林漁業者等が本市の地域資源を活用して主体的に行う取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内在住の農林漁業者又は農林漁業者等が組織する団体で市内に活動拠点及び本社若しくは主たる事務所を有するもの（組織及び運営について定める規約のある団体又は法人に限る。）とする。

2 補助事業者は、自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が主体的に取り組む事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の事業により補助金等の交付決定を受けているものを除く。

(1) 自らの農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う商品（以下「加工品」という。）の開発、改良又は製造に取り組む事業

(2) 自らの農林水産物等及び加工品について行う新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に取り組む事業

(3) 前2号のほか自らの農林水産物等及び加工品の販路開拓に向けて取り組む事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する予算又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する予算の30パーセント以内の変更であって、補助事業者の創意工夫により、効率的な目的の達成に資するものと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (4) 補助事業に係る取組の成果が向上するよう、積極的に研修又は催しに参加すること。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、様式第2号によるものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返

還しなければならない。

- 4 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業後の状況について事業実施状況報告書(様式第4号)を作成し、補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から2年間、各年度の翌年の5月末日までに市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(はじめてみよう!佐賀市6次産業化支援事業費補助金交付要綱等の廃止)

- 2 はじめてみよう!佐賀市6次産業化支援事業費補助金交付要綱(平成24年5月9日制定)及びはじめてみよう!佐賀市6次産業化支援事業実施要領(平成24年5月9日制定)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前のはじめてみよう!佐賀市6次産業化支援事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る前項の規定による廃止前のはじめてみよう!佐賀市6次産業化支援事業実施要領第7の規定については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
(1) 原材料費（自らの農林水産物等に係るものは除く。） (2) パッケージのデザイン及び制作に要する経費（デザイン料、制作費、委託料等） (3) 商談会、販売フェア等への出展に要する経費（出展料、使用料及び賃借料、装飾費、輸送費、旅費、宿泊費等） (4) 専門家等からの助言・指導に要する経費（報償費等） (5) 先進事例調査及び市場調査に要する経費（旅費、宿泊費、委託料等） (6) 事業に必要な簡易な設備・機器の導入等に要する経費（備品購入費、工事費、消耗品費等） (7) その他必要と認められる経費	事業費の1/2 以内 （上限額30万円）

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象とならない。
  - (1) 補助事業者の運営・維持のための恒常的経費
  - (2) 補助事業者に属する講師・専門家の謝金
  - (3) 補助事業者の構成員に係る人件費
  - (4) 商談会、販売フェア等の開催期間及び前後泊以外の宿泊費
  - (5) 車両燃料費、飲食費、お土産代
  - (6) 領収書等の添付がない支出

様式第1号（第5条関係）

補助事業計画書

1 補助事業者の概要

個人又は団体の 名称及び代表者名			
所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	
Eメール		担当者 職氏名	
設立年月 (経営開始年)	年	月	組織人数 名
現在の経営概要			
現在の販路及び 取引先等			
経営状態 (過去2年分)	年度	年度	年度
	経営全体の 販売金額	円	円
	対象事業部門 の販売金額	円	円

※団体の場合は組織の規約、法人の場合は定款等を添付してください。

2 事業の目的及び内容

事業の目的					
事業の内容	<p>※商品の開発、改良、生産等の場合          (実施時期) ※販売までの予定を記載          (販売先)          (価格設定)          (その他具体的な内容)</p> <p>※商談会、販売フェア等への出展等の場合          (商談会等の概要)          (出品する商品)          (過去の商談会等への出展実績)</p>				
目標とする 販売金額 (対象事業部門)	初年度 (      年度)  円	2年目 (      年度)  円	3年目 (      年度)  円	4年目 (      年度)  円	5年目 (      年度)  円
予想される 事業の効果					
その他特記事項					
事業完了予定 年月日	年      月      日				

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

(単位：円)

区分	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

※他の事業による補助金等の交付決定の有無

無

有 ⇒事業名：

※交付決定内容、補助対象経費等が分かる資料を添付してください。

#### (2) 支出の部

(単位：円)

内容	金額	うち消費税	備考
計			

※積算根拠となる見積書等の写しを添付してください。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀市長 坂 井 英 隆 様

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

住 所

---

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

氏 名

---

※

※法人の場合は、記名押印してください。

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

---

事業報告書

1 事業の実施内容及び成果

事業の実施内容	※商品の開発、改良、生産等の場合 （実施時期） （販売先） （販売価格） （その他具体的な内容） ※商談会、販売フェア等への出展等の場合 （商談会等の概要）※出展者数や来場者数を記載 （出品した商品と商品説明）
事業の成果	
事業完了年月日	年 月 日

## 2 収支決算

### (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	精算額 (A)	予算額 (B)	比較 (A - B)	備考
市補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

※他の事業による補助金等の交付決定の有無

無

有 ⇒事業名：

※交付決定内容、補助対象経費等が分かる資料を添付してください。

### (2) 支出の部

(単位：円)

内容	精算額 (A)	うち 消費税	予算額 (B)	うち 消費税	比較 (A - B)	備考
計						

※支払いを証明する領収書等の写し、商品開発等の状況や商談会等に出展した様子  
 子が分かる写真を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）佐賀市長

補助事業者 住 所  
氏 名 ※

※法人の場合は、記名押印してください。  
※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市地域資源活用推進事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀市地域資源活用推進事業費補助金について、佐賀市地域資源活用推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 佐賀市補助金等交付規則第13条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                             | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                                      | 金 | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

年 月 日

（宛先）佐賀市長

補助事業者 住 所  
氏 名

※

※法人の場合は、記名押印してください。  
※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

佐賀市地域資源活用推進事業実施状況報告書

佐賀市地域資源活用推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施後の状況

補助事業 実施年度	取組内容	販売金額等	備考
	※事業効果が分かる数値を記載してください。		

2 補助事業実施後の効果及び課題